

## 1 株当たり当期純利益に関する会計基準・適用指針(案) に対するコメント

朝日監査法人

田邊るみ子

## 企業会計基準公開草案第2号

## 1. 全般

全般的に、使用されている用語が専門的かつ難解であり、用語の定義、補足的説明がなければ商法改正（特に株式の種類・制度）に通じていない読者にとっては理解が困難であると思われます。具体的には以下で説明させていただきます。

## 2. 用語の定義について

会計基準の本文に「累積型配当優先株式」、「非累積型配当優先株式」の用語が出ており、結論の背景にそれらの用語の定義が書かれておりますが、一般の読者には本文を読解するにあたり難解であるため、当該用語の定義は冒頭の利用者の定義に追加すべきものであると考えます。

## 3. 第15項 普通株主に帰属しない金額について

利益処分による役員賞与金の額を含めることとされていますが、現段階でここまで含めずと商法の1株当たり利益の算定と大幅に乖離することとなります。当該算式は非常に理論的であると思われますが、商法で開示する算式との乖離について補足的説明の手当をするか、あるいは、当該金額を普通株主に帰属しない金額から除外すべきであると思われます。産業界においても、EPSの金額が下がることについて反発が大きいことが予想されるためです。それは算定上の基礎を開示することにより利害関係者に納得されるとお考えなのか、それとも今後商法の1株当たり利益の算出から役員賞与の額が控除される予定があるという前提からでしょうか。また、当会計期間の利益を基準に行う中間配当との整合性はどのように取るのでしょうか。

## 4. 第20項 普通株式の期中平均株式数について

株式併合又は株式分割が行われた場合、普通株式の期中平均株式数は当期首にそれらが行われたものとして一本化されていますが、その旨の開示は不要なのか、あるいは追加情報として記載すべきなのか、明文化されていることが望ましいと思われます。この点については、適用初年度に本基準を適用する旨を注記すれば足りるという考えもあるかと思われませんが、一般の読者には本基準適用の旨だけで当該仮定を判断するのは困難ではないかと考えるためです。

#### 5. ワラントが存在する場合について

期首にワラントが行使されたと仮定する根拠について従来は期末に行使されたと仮定して算出していたものが期首に行使されたと仮定することに変更するわけですから、結論の背景等で、何故そのように変更されたのかご説明いただきたいと思います。

#### 企業会計基準適用指針公開草案第4号

#### 6. 当該指針の目次について

基準には目次がありますが、指針の方には目次はつかないのでしょうか。適用指針の方に具体的説明があるため、必要条文にいち早くアクセスするために目次は必要不可欠であると考えます。

#### 7. 用語の定義について

「非参加型の子会社株式連動株式」や「非転換型の配当劣後株式」についても用語の解説が必要ではないでしょうか。

#### 8. 第11項(4)普通株式の株式に係る1株当たり当期純利益について

上記3.と同様です。

#### 9. 普通株式以外の株式に係る1株当たり当期純利益の算定について

基準の方には全く触れられていない開示事項が適用指針で突如出てくるよりも、基準の方で大枠を規定すべきではないでしょうか。基準だけ読んだ人にとっては、普通株式以外の1株あたり純利益を開示すべきだという認識がされない、と思われれます。また、設例8では、普通株式と配当優先株式を分けた設例となっていますが、特に配当優先株式に係る場合の役員賞与等はどのような関係になるのでしょうか。この点につき、補足説明ないし設例をご提示いただきたいと思います。普通株式以外に係る当期純利益の算定上、基準の一貫性からして普通株式以外でも控除すべきであろう役員賞与等について設例がないため、理解が困難であるためであります。

#### 10. 第36項の普通株式の権利とは異なる内容の金額が予め定められた方法により算定可能な株式が存在する場合について

具体的にいかなる場合をいうのでしょうか。また、同項における分子(普通株式以外の株式に係る期末の純資産額)は具体的にどのように算出するのでしょうか。本件につきまして設例がないため、実務適用面において混乱が予想されます。具体例をご提示いただきたいと思います。

#### 11. 第28項~32項 条件付発行可能な普通株式または潜在株式が存在する場合

「期末までに条件を満たさないが期末を条件期間末とした場合」に期中平均株式数に加える普通株式数は期首を基準にするのか、期末を基準にするのか明示していただきたいと思います。当該部分だけ算定の基準日が明示されておられませんので混乱が予想されるためです。

以上、初歩的な部分も多分にあるかと思われませんが、通常の知識水準の人にとって理解可能な基準を希望する、という意味で列挙させていただきました。